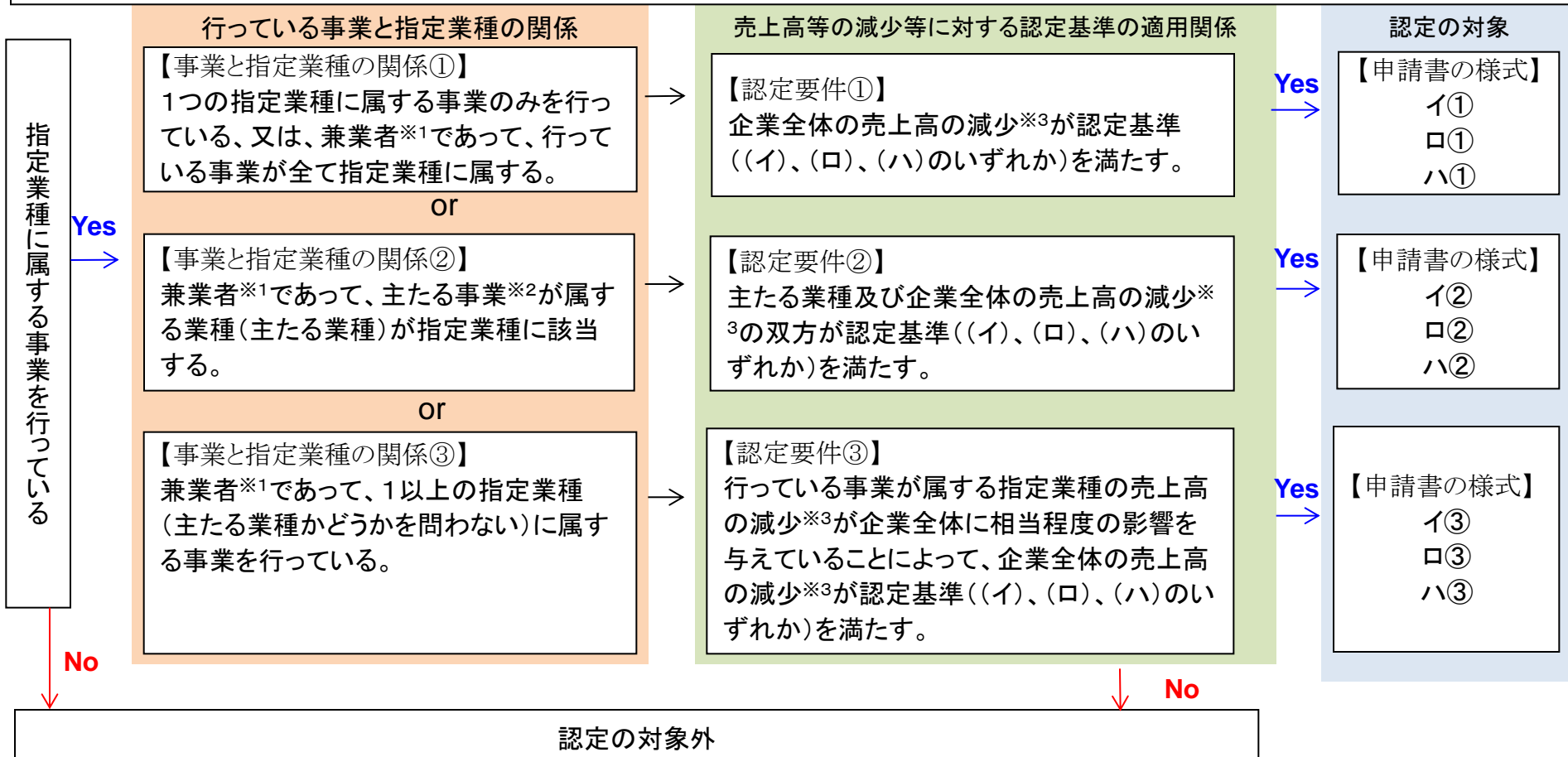


# お申し込みの前に

- ①日本標準産業分類(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/download/1003bunrui.pdf>)で、御社の事業がどの業種に分類されているか、細分類の業種をご確認ください。
- ②御社の業種が、指定業種に該当するかを一覧表 (<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2016/1603225gou.pdf>)によりご確認ください。
- ③以下に従い、お申し込み条件、申請書の様式などをご確認ください。
- ④ご不明な点は、としまビジネスサポートセンター（03-5992-7022）にお問い合わせください。



※1:兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいいます。

※2:主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業とします。

※3:売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含めます。